

小郡市監査委員公表第17号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年7月12日に小郡市長から、令和6年7月18日に小郡市教育長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和6年8月13日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第4号（令和6年2月13日付 スポーツ振興課）分
・・・・・・・・ 1件
小監公表第14号（令和6年5月13日付 都市計画課）分
・・・・・・・・ 1件

第2 講じた措置の内容以下のとおり

小監公表第4号（令和6年2月13日付 スポーツ振興課）分

監査の結果	措置の状況
<p>1. 体育施設使用料について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>小郡地域運動広場テニスコート使用料について、令和5年3月使用の使用料の一部を、令和5年4月に令和5年度の歳入として調定し、収入していた。</p> <p>使用料は、許可の際に徴収することとなり、適正な時期に調定し、収入しなければならない。適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>使用料については、許可の際に徴収し、適正な時期に調定し、収入するよう改めた。</p>

監査の結果	措置の状況
<p>1. 契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>小郡市コミュニティバス運行負担金に関する協定書について、令和5年10月から小郡市コミュニティバスは運行を休止しており、協定に見直しの必要性が生じているが、見直しを行っていなかった。</p> <p>協定書では、「本協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項が生じた場合は、協議し、書面にて定めるものとする。」となっている。適正な事務手続を行われたい。</p>	<p>協定の相手方と協定見直しの協議を行い双方合意が整っていたが、書面での協定締結ができていなかった。このことから、改めて協定を変更する協定を締結した。</p>